

第二次世界大戦後アメリカの対欧州通貨金融政策

— EPU 創設の歴史的意義をめぐって —

須藤 功

1. はじめに

第二次世界戦後十数年間における先進各国、とりわけアメリカおよびイギリスを中心とする通貨・金融政策は、IMF 体制成立の起点として、あるいはまた東西冷戦体制の起源として歴史研究の対象とされてきた¹⁾。加えて、冷戦体制の崩壊にともなうソ連および東欧諸国の経済改革問題の出現は、西ヨーロッパ諸国の戦後復興に歴史的教訓を求めようとする関心から、再び戦後復興期の政策に対する問題関心を提起している。

これまでの諸研究が明らかにしているように、ブレトン・ウッズ体制の成立からマーシャル・プランの開始、そして欧州決済同盟 (EPU) の創設とその解体にいたる時期は、多くの論争を提起するほどにダイナミックであり紆余曲折した過程であった。戦後世界経済の再編原理をめぐる主要な論争は、それがブレトン・ウッズ体制やマーシャル・プランに見られる「多角的アプローチ」あるいは「グローバリズム」であったか、あるいは1945年英米金融協定や EPU に見られるような「双務的アプローチ」あるいは「リージョナリズム」であったかを対立点としてきた——国際通貨問題に限定すれば、「ユニバーサル・アプローチ」対「キー・カレンシー・アプローチ」そして近年の「リージョナル・アプローチ」の立場にたつミルワードやアイケングリーンらの諸研究は²⁾、戦後アメリカのグローバリズムにもとづく諸政策が西ヨーロッパの経済統合や経済復興に大きな影響を与えなかったことを強調した。

これに対して、ジェームズ (Harold James) による最新の研究は、リージョナリズムとグローバリズムとの間のリンクの問題を強調した。すなわち、「ユニバーサルな枠組はリージョナリズムに限界を課し、時の経過とともにその性格を変え、よりユニバーサルにするのを助けたのである」³⁾ と。わが国でも、本間雅美氏による最近の研究は、「ブレトン・ウッズに象徴される『多角主義アプローチ』と『キー・カレンシー・アプローチ』に代表される『双務主義アプローチ』がともに、戦後過渡期という特殊状況のもとで等しく必要とされるにいたった『現実の論理』を追求」した⁴⁾。

しかしながら、本間氏の研究はマーシャル・プランへの連結を射程におくとはいえ、英米金融協定の成立までが研究対象であるために、過渡期性を強調するにしても課題は途上にあるといわざるをえない。この点でジェームズの研究はわれわれの関心に応えるものであるが、しかし、欧州決済同盟創設にいたるアメリカ側の政策の論理と実際に関する実証的研究は不十分であり、とりわけイギリスの EPU 加盟のもった歴史的意義の析出を欠いていることで問題を残している。

われわれの最終的な課題は、アメリカの通貨金融政策に関する一次資料 (主として、国際通貨

金融問題国家諮問委員会 NAC の議事録など) にもとづく実証的研究を通して、戦後の世界経済、とりわけマーシャル援助対象諸国に対する再建・復興に関する国際通貨政策を検討しようとするものであるが⁹⁾、ここではその予備的作業として、戦時期から1958年における西ヨーロッパ諸国の為替管理撤廃までの戦後十数年間にわたる時期の歴史的経過を、EPU の創設過程に焦点をあてつつ再検討したい。

2. 戦後世界経済の再建構想

(1) 戦時期・戦後における英米の世界経済再建構想

第二次世界大戦後の世界経済の再建構想の歴史的起源は、そのヘゲモニーを掌握したアメリカに焦点を絞れば、1930年代の大不況期における通商政策および通貨金融政策の転換に求めることができよう。すなわち、1934年互惠通商協定法による保護貿易主義から自由貿易主義への転換、および1936年の英・米・仏「三国通貨協定」成立による国際通貨協調の実現であった。

第1に、前者の互惠通商協定法の理念を受け継いだ再建構想は、国務省によるものであった。すなわち、互惠通商プログラムによって「無差別主義」にもとづく自由貿易制度を双務的に展開して、漸次的に「多角主義」を実現しようとする「多角的双務主義 Multilateral Bilateralism」の構想であった。「自由・無差別・多角主義」的通商は、為替相場の安定、為替取引の自由化、国際投資の復活および経済開発の実現を不可欠とするが、しかし、これは二次的な重要性として位置づけられた。国務省の国際通貨体制の再建構想は、「双務主義」にもとづく「基軸通貨アプローチ」であった。このアプローチにもとづいて、国務省の支持のもとに、国際問題協議会(CRF)は1942年に、「為替安定基金」による外国為替相場の統制を強調したハンセン(Alvin Hansen)の構想と、長期的な国際投資を促進しかつ計画化する「多角的な公的機関」の設立を提案したヴァイナー(Jacob Viner)の構想を公表した⁹⁾。

しかし、第2に、実際に国際通貨金融体制の具体的な戦後構想を作成したのは財務省であった。財務省の再建構想は、国務省のそれとは反対に、外国為替の安定と外為取引の自由化を国際機関によって管理し、「多角主義 Multilateralism」を一挙に実現しようとするものであり、この点で通商関係の調整は二義的であった。財務省は、通貨政策は民間ではなく政府の責務であるとして⁷⁾、国際通貨の安定を国際機関による多角的な国際協力によって管理し、すべての国が拡張主義的なケインズ政策を追求し、完全雇用を維持しうるか否かが再建された資本主義世界の核心であると考えた。

モーゲンソー財務長官に指示されたホワイトは、「多角的双務主義」(=「ハルの原理」)を19世紀の経済教義の遺物にすぎないとして退け、「安定基金案」によって通貨価値の秩序ある調整を準備して為替相場の安定的維持を図ろうとした。さらに重要なことは、「為替相場の変更を多角的な秩序ある方法で行うために、国際機関に対して各国の国家主権を大幅に制限する権限——一方的な為替相場変更の拒否、為替管理放棄の要求、国内経済政策の監督を行使する強大なコン

ディショナリティ——を与えて、厳格な固定相場制にもとづく自由な多角的貿易体制の実現を意図した」⁹⁾のであった。同時にホワイトは、「グローバルな完全雇用達成のために使用される超国家的権限を持つ世界中央銀行」設立を提案した。ホワイトは、これら2つの機関によって、「世界不況への後戻りを回避し、国際収支調整の痛みと混乱とを最小限にする」⁹⁾ことを意図した。

しかしながら、1943年10月9日に世界「銀行」案が公表されたときには、もはや当初の枠組からは程遠いものとなっていた。すなわち、イギリス側が巨額の出資金負担を恐れて消極的姿勢をとったことや、国際的銀行家らが潜在的インフレーションへの恐れと彼らの活動に対する足枷への脅威から強力に反対したため、ブレトン・ウッズ協定において最終的に成立したものは、民間投資の回収を保証する「保証基金」にすぎなかった¹⁰⁾。

これに対してイギリスの再建構想は、「自由、無差別、多角主義」の理念は認めるにしても、「拡張主義圧力」をアメリカに求めることを優先する、つまり対外経済政策を安定化するという条件を債権国の責任において充たすことを求めた。そしてそれが充たされない場合には、「双務的多角主義」が次善の策であるとみた。つまりは、「多角主義」の実現を債務国アメリカの「拡張主義的圧力」を通じて支えようとする通貨戦略であった¹¹⁾。

(2) 英米交渉におけるホワイト案の修正

アメリカの再建構想は財務省のそれが具体化したものであったが、しかし、武器貸与基準協定(第7条)にもとづく英米交渉を多角ベースかあるいは双務ベースのいずれの方針で開催すべきかの路線対立があった。しかしこの対立は、国際会議の協議事項としては通貨安定を優先させるが、英米二国間の双務的な非公式の会議として開催することで妥協が成立した。

ワシントンにおける英米交渉は、1943年9月～10月にかけて行われた。すでに見たように、交渉前のホワイト案では、世界「銀行」構想は大幅に後退していた。さらに、国内経済政策に対する「基金」の介入権限も、不均衡をもたらす国内経済政策に対する「基金」の拒否権から、加盟国は「基金」の勧告を考慮すべきことへと弱められていた。

ホワイトとケインズとの交渉における第1の問題は、イギリスが「基金」から利用可能な信用量に満足しなかったことにあった。しかし、ほとんどの国が過渡的に為替管理を継続している状況のもとでは、アメリカは「基金」の保護を重視せざるをえなかった。実際、共同宣言では3年間にわたり為替管理の継続を認めた。これは、ホワイトにとっては原則の妥協ではなかったが、「世界経済の過渡的・長期的な諸問題を処理する当初の野心的なプランからのもう1つの後退」¹²⁾を示すものであった。第2の妥協は、稀少通貨条項 (scarce-currency clause) であり、これは加盟国に稀少通貨国 (=アメリカ) の輸出に対して差別する権利を認めるものであった。そして第3の妥協は、「基金」の国内政策への介入に関するものであり、ホワイトはアメリカ議会の反対を予想しつつも、国内経済の拡張を可能にさせる手段としての「基金」の機能を重視してケインズに歩み寄った。すなわち、一定の条件で「基金」から自国通貨で他国通貨 (=アメリカ・ド

ル)を購入することを認めた。

以上のように、1944年7月のブレトン・ウッズ協定に結実したアメリカおよびイギリスの戦後世界経済再編計画は、確かにIMFと世銀を軸とする世界市場の組織化を意図したものであり、「ニューディールの国際化」という「理想主義」が前面に表れた。そのため、アメリカ議会におけるブレトン・ウッズ協定の批准にさいしては「修正」を受けることになった¹³⁾。しかし同時に、この構想は当初のそれから後退して、「基金」が戦後過渡期の諸問題を処理する機関としては無能であることからまた、「修正」を不可避とした。すなわち、「世界銀行」が保証基金化したうえに、「基金」が諸国の戦後復興の加速および為替管理撤廃の促進のための十分な資金源を持たないという状況のもとでは、諸国の為替管理撤廃までは、ドルが「基金」の利用しうる唯一の通貨となるからである¹⁴⁾。

(3) ブレトン・ウッズ協定の「修正」

ブレトン・ウッズ協定に対するアメリカのもっとも重要な批判は、ニューヨーク連邦準備銀行副総裁のウィリアムズ(John Williams)によって提起された。彼の代替案は「キー・カレンシー」プラン(=アプローチ)として知られるが、その骨格はイギリスにスターリングの国際的役割を引き受けさせるために巨額の借款をアメリカが提供することであった。つまり、借款によってイギリスは多角的貿易政策を実施し、国際的資本市場としてロンドンを復活させ、アメリカと共同して国際金融秩序の共同管理を行おうとするものである。とりわけ、ロンドン金融市場は、双務的貿易協定その他のナショナリズム的政策の代替物を提供し、「避け難い戦後のドル不足がドル信用による貿易金融を不可能にするとの認識から、スターリング信用は不可欠」であるとした点が重要であった¹⁵⁾。

ローズヴェルト大統領は、1945年1月にブレトン・ウッズ協定法案を議会に提出して早期批准を要請し、議会での論戦が開始された。議会では、ウィリアムズの「キー・カレンシー」プランは、「基金」の効力を恐れた国際的銀行家たちのロビー活動に結びつき、また双務主義を追求してきた国務省の支持をも獲得することとなった。彼らの努力は、世界不況の再来を懸念する世論のなかで¹⁶⁾、ブレトン・ウッズ協定法の修正(=「スパンサー＝ワグナー修正法案」)という形で財務省との妥協が成立した。

すなわち、第1の修正はアメリカ銀行協会(ABA)と財務省との妥協であり、IMFと世界銀行(IBRD)のアメリカを代表する総務を兼任させることで、両機構の機能を調和・統合することであった。第2の、より重要な修正は金融業界、議会、および国務省との妥協であった。すなわち、「国際通貨金融問題に関する国家諮問委員会(NAC)」を設置し、アメリカの対外経済政策の調整と「国益」の一体化をはかること、さらに2つの機関(IMF, IBRD)のアメリカ代表は、議会に直接責任を負う財務長官、国務長官、商務長官、連邦準備制度理事会議長、および輸出入銀行総裁からなる「閣僚委員会=NAC」によって支配されるべきこととなった——これは、連邦準備制度による妥協案であった。

その他の修正としては、第3に、世銀に対して通貨安定のための長期貸付の権限を与えること、第4に、IMFの機能を通貨安定化のための短期操作に限定すること、第5に、協定批准国に対しアメリカによる借款を可能にすること——このことは、「キー・カレンシー・アプローチ」を追求する途を拓くものであった¹⁷⁾。こうした修正を受けて、ブレトン・ウッズ協定法案は1945年6月7日に下院を通過し、最終的に7月18日に上院を通過して、アメリカはIMFおよび世銀への参加を決定した。

3. 英米金融協定とアメリカの世界経済再建政策

(1) 英米金融協定の成立

1945年8月21日のアメリカ政府による武器貸与法廃止の発表は、イギリス財政に深刻な打撃を与えた。すなわち、イギリスはアメリカからの200億ドルの武器貸与、スターリング諸国からの140億ドルの戦時債務に加えて、戦後復興の資金調達という難問を抱えることになったのである。

こうした状況下で、イギリスは外国貿易を管理し、またスターリング圏の結合を強化することでこれに対処しようとした。しかし、イギリスのこの政策は、英米貿易を阻害するだけでなく、ブレトン・ウッズ協定に体现されたアメリカの戦後世界経済再建構想の実現を脅かす政策以外のなものでもなかった。アメリカは、第二次世界大戦への参戦前夜からすでに、イギリスに対して戦後の貿易自由化構想の追認を求めている。1941年8月の大西洋憲章の起草では貿易自由化を明記させようとし、また武器貸与基準協定では自由化原則をいっそう明確に規定した。そして、イギリスにブレトン・ウッズ協定を批准させ、かつ「国際貿易機構 (ITO)」構想を受け入れさせることによってスターリング圏の弱体化、ドルを基軸とする戦後世界経済体制の確立を意図したのである¹⁸⁾。それゆえ、かかる状況の打開を意図して、1945年9月13日、ケインズを団長とするイギリス代表団のワシントン訪問によって、英米金融協定交渉はブレトン・ウッズ協定の批准期限である12月31日を睨みながら開始されることになった。

英米金融協定(借款協定)は、1945年12月3日に最終的に調印された。この協定は、「イギリスほど世界貿易で決定的な地位をもつ国は他にない」ため、「特別のケースではあるが、しかしアメリカ政府の対外経済政策の不可欠の部分」として位置づけられた¹⁹⁾。それは借款条件にとどまらず、通商政策や武器貸与などの清算に関する取り決めをも含む広範な内容を含んでいた。

まず第1に、武器貸与の清算に関しては、対英純債権200億ドルを棚上げにして、余剰軍事物資の払下げおよび未納入武器貸与物資の支払いとして6億5,000万ドルの返済だけを、イギリス側に義務づけた。他方、武器貸与基準協定第7条に規定した「国際通商における差別的措置の除去、関税その他の障壁の削減」をイギリスに再確認させ、その実行を迫った²⁰⁾。第2に、対英借款条件を定めた金融協定に関しては、37億5,000万ドルの巨額借款を年利2%で、5年間の据置き後50年間で償還することを規定した。さらに、利払免除特例を盛り込むなど、当時の一般的な借款条件に比べてきわめて優遇していた。

しかし、同時に、戦後復興期のイギリスにとってはきわめて過酷な諸条件が盛り込まれていた。すなわち、①協定発効後1年以内に、イギリスはポンド地域諸国との為替取り決めに完了し、域内のドル・プール制を廃止し、また域内各国が経常取引で取得したポンドやドルの交換性を回復すること（第7条）。②イギリスは協定発効と同時に、アメリカからの輸入に対する支払いやアメリカ居住者が経常取引で取得したポンド残高の使用にさいして、為替管理を行わないこと（第8条1項）。③1946年以降、アメリカからの輸入に対する差別的な数量制限を廃止すること（第9条）。以上において特に重要な点は、イギリスが協定発効後1年以内にポンドの交換性回復を義務づけられたことであった。これは、莫大な戦時債務を抱え、輸出競争力の低下に悩むイギリスにとっては、復興計画が狂えば即座に通貨危機に直面する危険性を孕むものであった。

そして第3に、通商政策に関しては、第3条では「本借款の目的は、アメリカにおけるイギリスの物資およびサービスの購入を促進し、戦後過渡期におけるイギリスの経常収支赤字の補填を援助し、イギリスの金・ドル準備を適正な水準に維持し、イギリス政府が本協定ならびに他の協定に規定された多角貿易の義務を果たすことを援助することにある」とされた。さらに、アメリカ側の文書「貿易と雇用の拡大に関する国際連合における国際会議での検討議案」（後の国際貿易機構）をイギリスに基本的に承認させ、その実現に向けて予備交渉を開始することを約定させた²¹⁾。これは「借款を武器にイギリス帝国の通貨・通商上の紐帯を切断し、アメリカ中心の多角的貿易体制に組み込もうとする帝国主義的」²²⁾なそれであった。

英米金融協定調印の1ヵ月後、トルーマン大統領は、NACとの協議にもとづいて、財務長官に当該協定を実施する権限を付与する決議案の承認を議会に求めた。議会では、上院公聴会が1946年1月20日から3月初旬にかけて開催され、5月10日上院を通過した。さらに、下院を通過したのは7月13日になってからであり、ようやく7月15日に発効することになった²³⁾。

(2) アメリカ対外政策における英米金融協定の意義

こうして成立した英米金融協定の意義について、わが国では油井大三郎氏と本間雅美氏との間に論争がある。油井氏は、当該協定成立における「ソ連の脅威」を強調した。すなわち、「帝国主義的世界体制の存続に不可欠となった『対外援助』を自国民に承認させるうえで、帝国主義の純経済的論理だけでは国民の意識を動員できず、反ソ・反共イデオロギーによる統合が意図的にはかられるという新しい問題がよこたわっていた」と²⁴⁾。

これに対して、本間氏は以下のように批判する²⁵⁾。油井氏の理解の最大の問題は、「アメリカの貿易自由化体制構築の努力がなぜこの時期に反共十字軍的なイデオロギーにより支えられなければ、自己を貫徹しえなかったのかということ」を十分に説きえていない点にある。後知恵でもって『反共の論理』を金融協定批准論争に投射している点で、『冷戦神話』の陥穽に陥っている」と。そこで本間氏は、以下のように理解した。実際、アメリカ議会が対英借款協定を議論していた時期に、多数の国がブレトン・ウッズ協定を無視して、差別的な双務ベースで通貨・通商協定を締結しつつあり、「双務主義の勝利」といわれる時代が登場していた。そこで、アメリカは対英

借款協定および対欧州輸銀信用供与といった双務協定ををつうじて、ブレトン・ウッズの多角主義原理の承認と具体化を各国に迫った。しかし、こうした方式自体が双務的であり、「自由・無差別・多角主義」原理の適用方式を修正することになった。すなわち、ブレトン・ウッズの「多角的多角主義」方式から英米金融協定に代表される「双務的多角主義」方式への方向転換であり、グローバルな「多角主義」方式とリージョナルな「双務主義」方式の「混合」・「併存」というアプローチの追求が過渡期の「国際協力」の存在形態であった。当初のできるだけ一挙に「多角的多角主義」を実現しようとする態度から、できるだけ速やかに「多角主義」を双務的に展開し、もって「多角主義」を漸次グローバル化しようとする、より現実的な方向への転換を意味するものであった。

ところが、牧野裕氏の最近の研究は、再び「冷戦」の視点による援助政策理念を強調した。すなわち、「英米金融協定の批准は、ブレトン・ウッズのアプローチとは別の原理に立つ戦後復興や国際通貨金融問題へのアプローチ」であった。換言すれば、「キーカレンシー・アプローチが構想していたように、ポンド圏を一つの勢力圏として評価し、これを支柱の一つとして戦後世界経済の再建を図る、戦略的なアプローチをトルーマン政権が選択したことを意味している」。「1946年5月の対仏借款供与と対ソ借款交渉の決裂、そして英米金融協定の下院批准論争でのソ連封じ込め論に明らかなように、1946年7月までには英米同盟の強化、西欧の優先復興などソ連との対立的な関係を前提とした金融援助政策が選択された。こうした政策展開過程は、同時に、ソ連の封じ込めが新たな援助政策の理念となり得るばかりか更にその必要性を根拠づけるものであることを示唆していた」と²⁰⁾。

本間氏は、こうした議論には次のような論理を対峙させる。すなわち、米英借款協定において、アメリカは対英借款を「特別のケース」と見なしたが、それはなぜか。その答えは、この協定によってアメリカは世界貿易の95%を構成する世界市場において「自由・無差別・多角主義」を実現することができるからであった。つまり、事実上、世界にはなんらの「ブロック」も存在しないであろうという認識が支配的になったのである。換言すれば、ソ連がブレトン・ウッズ協定への参加を拒否し、「ソ連ブロック」を形成・拡大しつつあるという状況下においては、「英米ブロック」の形成で対抗し、「限られた多角主義」を追求する以外にはないという現実の論理であった²¹⁾。

他方で、山本栄治氏は、アメリカの「国際的信用制度再建の遅れからくる海外信用情報の不足、海外投資リスクの増大等のため…市場メカニズムを通じての民間資本輸出を行うことができなかった」のに対して、「イギリスはアメリカの4.5倍もの国際金融ネットワークを維持し、資本輸出に必要な海外信用情報の収集体制をもってはいたが、慢性的な国際収支赤字の下で資本輸出能力を大幅に低下させて」いたことを強調する。したがって、山本氏は明示してはいないが、当時の巨額のドル不足のギャップを早急に埋めるためには、アメリカは対英借款を含めた「巨額の公的資本輸出」を行い、また「スターリング圏」の存続を認知せねばならなかったことになる²²⁾。しかしながら、はたして資本輸出能力を欠くイギリスがアメリカの4.5倍もの国際金融ネットワーク

を維持した根拠は何処にあったのか疑問が残るところであり³⁰⁾、事実の具体的検出がまず必要となろう。

以上の議論が教えてくれることは、英米金融協定はマーシャル援助も含めて「アメリカの戦後の一般的な対外経済政策を背景」³⁰⁾としていた事実を過小評価するような、「冷戦体制」に引きつけすぎた評価、あるいはスターリング・ブロックの解体を前面に出して英米間の対立を強調しすぎた評価も回避すべきことであろう³⁰⁾。同時に、現実の論理を求めるには、1945年4月のローズヴェルトからトルーマンへの政権交代に伴う財務長官のモーゲンソーからヴィンソン (Fred Vinson) への交替が、その後のアメリカの通貨外交政策の主導権を財務省から国務省へと決定的に転換させる契機となったことも重視せねばならないであろう³⁰⁾。まずは、当該協定の破綻からマーシャル・プランの実施、さらにはEPU創設までのアメリカの政策を具体的に検討することが必要となろう。

4. マーシャル援助とEPUの創設

(1) ポンド危機とマーシャル援助

1946年7月15日、イギリス政府は英米金融協定にしたがってポンドの自由交換性の回復を宣言した。しかし、翌1947年8月20日には、ドル準備の大量流出を招くというポンド危機に直面して³⁰⁾、イギリスは再び自由交換性を停止し、ドル地域からの輸入制限の実施に追い込まれることになった。対ドル圏貿易赤字に陥ったスターリング圏諸国（とくにインドとエジプト）がロンドンのポンド残高を引き出したためであった——世界各国・各地域の金およびドル・バランスの変化については、図1および図2を参照。このポンド危機の発生について、シュナイダー (John W. Snyder) 財務長官はダルトン (Rt. Hon. Hugh Dalton) 英大蔵大臣への手紙のなかで、「多角的決済制度の再建にともなう当然の危難」³⁰⁾と見なしてはいたが、アメリカの構想する為替管理の撤廃、貿易自由化がこの段階ではきわめて困難であることをも知らしめた³⁰⁾。

交換性停止後のポンドのポジションは、ブレトン・ウッズ機関 (IMF, IBRD) ではなくマーシャル援助によって支えられた。マーシャル・プランは、短期的には、ヨーロッパと西半球との間の不均衡を取り除くのに十分な生産をヨーロッパに促すとともに、長期的には、イギリスのリーダーシップによってソ連の圧力を抑えて、「多角主義」的に統合された「ヨーロッパ共同体」を建設することを目的としていた。

1947年のポンド危機は為替、とりわけポンド為替を調整するというIMFの基本的機能を問題にしたが、こうした方向への行動はなかった。さらに、ヨーロッパ問題に対するIMFの関わりは1948年4月5日のいわゆる「ERP決定」によって厳格に制限され、IMFはヨーロッパ復興計画参加諸国には融資しないことを合意した。そこで、IMFの一部のスタッフ (Robert Triffin, Head of the Fund's Paris office; Maurice Parsons, Director of the Fund Operation Dept.) は、「多角決済を可能にするために信用を供与するIMFのヨーロッパ版を創設すること

図1 各国の金および短期ドル・バランスの推移

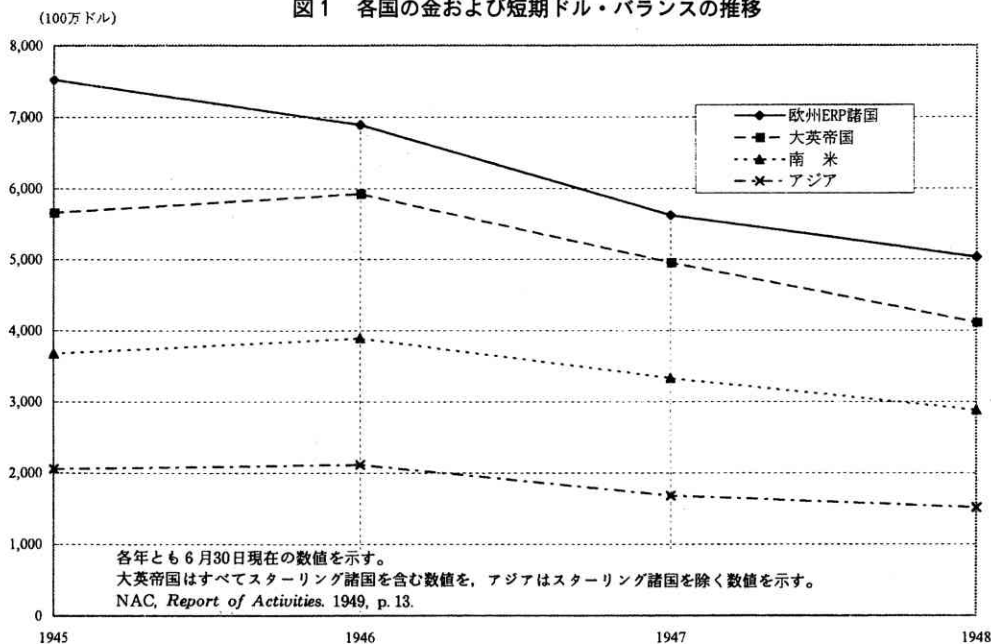
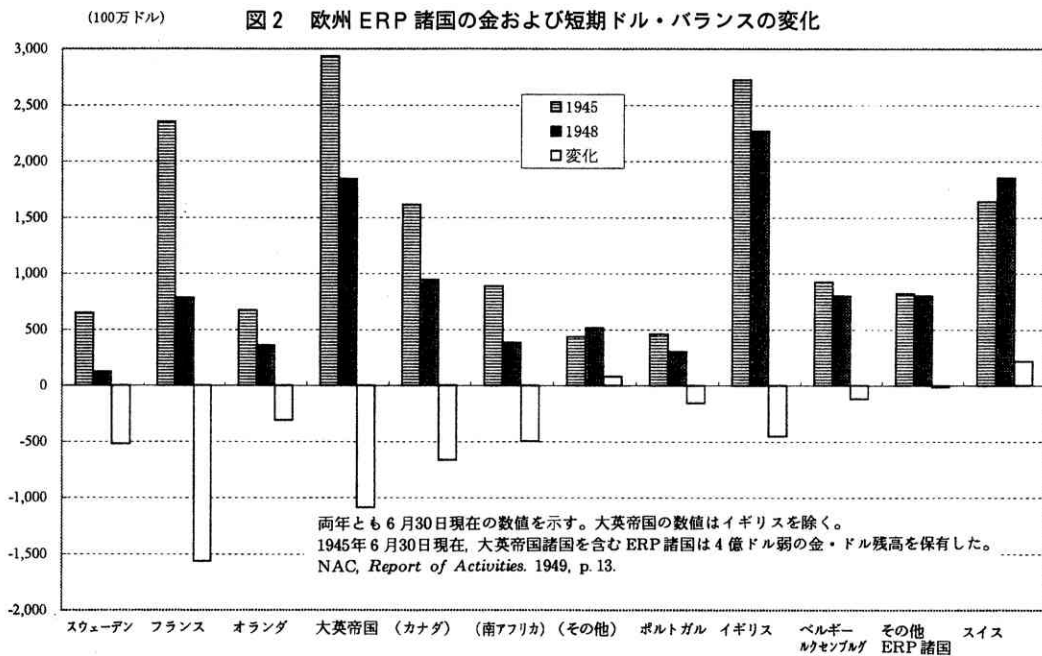


図2 欧州 ERP 諸国の金および短期ドル・バランスの変化



を企て」さえした³⁶⁾。実際、国務省とマーシャル援助のワシントンベースとする調整機関である経済協力局 (Economic Cooperation Administration: ECA) は、ヨーロッパ内貿易を維持するために欧州復興援助資金を使用する必要性を承認した³⁷⁾。イギリスの金およびドル準備は1949年9月以降に急増するが、それはドル圏からの輸入に対する規制、スターリング圏のドル収益の増加に加えて、マーシャル・プランにもとづいて ECA から配分された援助の全額を通貨準

備に加えることができたからであった³⁸⁾。

しかし、1949年の第2四半期には、アメリカの経済成長率の停滞のリアクションとして、イギリスの国際収支赤字は再び問題を提起し、アメリカ財務省のIMF代表はポンド平価の切下げを表明した。アメリカにとっては、イギリスの一時的困難は1つの好機であった。イタリアやフランスなどによる為替管理強化の要請に対して³⁹⁾、ヨーロッパにおける決済の自由化はヨーロッパ諸国全体の平価切下げに依存すると考えられていた。しかし、イギリスがそのネックとなっていた。イギリスは、価格・賃金統制にもとづく国内のインフレ圧力が最重要課題であるとして、平価切下げにはIMF脱退をもちろつかせて反対したが、最終的には、クリプス蔵相に替わる代理の出席のもとでイギリスの平価切下げが決定された。そして、ヨーロッパ諸国とスターリング諸国がそれに続くことになった⁴⁰⁾。

(2) EPUの創設

イギリスの平価切下げは、しかし、為替および貿易の規制緩和には向かわなかった。反対に、イギリスを「欧州決済同盟 European Payment Union: EPU」への加盟(1950年)へと導くことに帰結した。そしてまた、全てのスターリング地域は単一の多角的決済制度のなかでマーシャル援助諸国とリンクされることになった。

EPUは、欧州諸国通貨の交換性停止のもとでの貿易・決済の困難を克服するために、1950年9月19日に締結された協定(Agreement for the Establishment of European Payment Union)にもとづいて創設され、欧州経済協力機構(OEEC)加盟18カ国(同年11月スイスも加盟)が参加した。その起源は、イギリスの通貨交換性回復が失敗した後に、1947年11月18日にベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの5カ国によって署名された「第一次多角的通貨相殺協定」に溯ることができる。しかし、この段階では30億ドルにのぼるアメリカの抛出金の増加を懸念して、アメリカおよびIMFの積極的支援はえられなかった⁴¹⁾。その後、双務主義の復活を阻止しつつヨーロッパの復興と通貨交換性への第一歩として見做したECAの積極的支援のもとに⁴²⁾、1948年10月16日に第一次「ヨーロッパ間決済および相殺協定」が、そして1949年9月には第二次協定が締結され、最終的にEPUの創設へと帰結した⁴³⁾。

EPUは、いわば「国際決済銀行(BIS)」という瀕死の欧州国際機関を復活させて、ヨーロッパにおける経常取引の手形交換所の機能を果たそうとするものであった。具体的には、EPUは双務的な純債権・債務を多角的に相殺し、その交換尻をEPUに対する純債権・債務に転換した。そしてEPUと加盟国との決済にあたっては、クォータ(quota: 割当額)に対する累積純債務の比率が上昇したときには金・ドル決済の割合を段階的に増加させることで、赤字国に節度を求めるものであった。

EPUの創設・運営についてのアメリカとヨーロッパの思惑は、しかしながら、必ずしも一致していたわけではなかった。EPUの幹部たちにとっては、「BISは多角主義とアメリカの干渉を回避する手段として出現」した。他方、アメリカでは、國務省はEPUをヨーロッパの政治的安

定を強化するものとして評価していたが、財務省とIMFは「当初は、EPUを私的イニシアチブ、自由貿易政策、競争というアメリカの原理を否定するものであり、強さと安定は統制や施しや救済によって達成されはしないと見ていた」⁴⁶⁾。こうした理解は、国連食糧農業機構（FAO）による「国際商品決済所 International Commodity Clearing House：ICCH」創設案の拒絶に明確に示されていた。このプランは、通貨交換性をもつ国が余剰農産物を為替管理国に輸出し、その為替管理国は自国通貨でICCHに支払い、ICCHは輸出国通貨が交換性を回復するまで輸出国の勘定として保有するというものであった。だが、NACは、こうした為替管理・食糧輸入国に対するドル援助機関の創設は、「不換通貨」の累積をいっそう助長し、また「交換性の確立によって著しい抑止力」となるとして、反対を表明したのであった⁴⁵⁾。

しかし、EPUの創設に関しては、ECAはこのようなスタンスはとらなかった。ECAは、マーシャル援助を「ヨーロッパ内貿易のための決済メカニズムの運営を促進するために使用すること」を認め、同時に、EPUを「双務貿易を多国間貿易に置き換え」、「ヨーロッパの復興を促進するプログラムの一部」として認めざるをえなかった⁴⁶⁾。EPUを国際通貨体制構築のための第一歩として見做したにしても、しかしECAは、それが本質的には双務的性格のものであり、自動的に多角的決済へと移行するものではないから、以下の3つの条件をもっとも本質的な前提として重視した。すなわち、①国内通貨および金融の安定、②現実的な為替相場の採用、そして③一定の通商政策への追従である⁴⁷⁾。これらに加えて、「関税または経済同盟の創設」、「外国為替準備のプール」、「国内投資政策の効果的な協調」などの諸政策をも強化すべきことを指摘した⁴⁸⁾。

こうして、NACもまたその報告書のなかで、つぎのように述べてEPU創設を支持した。すなわち、

「その提案〔ECAによるEPU創設案〕を検討した結果、当評議会は、提案された同盟の創設によって、その活動が合衆国および他のIMF加盟国諸政府が負う責務と衝突することではなく、また提案されている地域的ベースでの同盟の創設が、当該同盟の他のメンバーの進行の度合いとは独立して、どの参加国もまたどの参加国グループをも可及的速やかに通貨の交換性と経済的統合に移行することを妨げるものでもないを見做した」⁴⁹⁾と。

(3) EPUとブレトン・ウッズ体制

マイクセル（Raymond F. Mikesell）による初期の研究は、EPUとアメリカの構想との関係を以下のように見ていた。すなわち、

「EPUおよびスターリング圏によって代表される多角的決済制度がドル圏を含む世界的規模の制度に統合されるか否か、あるいはそれが多かれ少なかれ、恒久的な管理通貨ブロック（soft-currency bloc）になるか否かは、国際経済情勢全般と加盟諸国が採用する政策に依存する。…私見では、世界大の多角的決済制度を促す手段として、アメリカには2つの行動指針がある。つまり、①スターリングの交換性回復のため、イギリスに対する激励と金融援助を提供すること。②貿易収支が、ある程度の信用額が枯渇した後に金で全額が決済され

る制度に徐々に移行することを条件に、EPU に対する支持を継続することである」と⁵⁰⁾。

アメリカの国際通貨構想からみても、EPU とイギリスの関係を説き明かすことが EPU と IMF 体制との関係を理解する 1 つの重要な鍵となるであろう。マイケルはその後の研究のなかで、そもそも EPU 構想は国際通貨としてのスターリングに対する 1 つの脅威のあらわれであったことを指摘した。すなわち、戦後イギリスはドル圏以外の世界に交換性通貨たるポンドを拡大しようとしたが、これを脅威とした EPU 構想諸国はロンドンに保有するポンド残高の移転によってではなく、「双務的バランスの決済にもとづく多角的システム」をヨーロッパ内に創出することを計画した⁵¹⁾。

これに対してイギリスは、対ヨーロッパ貿易の増加傾向にもかかわらずこれを重視することはせず、対 EPU 関係においても、むしろポンドの国際通貨としての再復活に重きをおいた⁵²⁾。それゆえ、イギリスは EPU 構想に対して、以下の 4 つの留保条件を提示した。すなわち、① EPU が唯一つの決済通貨となることは国際通貨としてのスターリングの地位を破壊すること、② 1 年を超えるバランスの金決済はかつての厳格な金本位制を想起させること、③ 金流出国に対する輸入規制に差別待遇する権利を留保すべきこと、④ 加盟国の国内政策に介入するような強大な権限を EPU に付与すべきではないこと。結果的に、イギリスはスターリングに「特別な地位」を与えるよう示唆したのであった⁵³⁾。

確かに、アメリカもまた西ヨーロッパ諸国も、スターリングが実際には EPU 計画のなかで「特別な地位」にあることは認識していた。すなわち、ヨーロッパ諸国によってポンドは広く決済・準備通貨として利用され、したがって相当額のポンドが蓄積されていたからであった。他方で、イギリスもまた、対外準備が危機的水準に低下してスターリング圏解体の危機に瀕し、1949 年のポンド平価の切下げ後は国際通貨としての信頼性も低下していたから、当初の拒絶の姿勢のみを貫くことは現実的ではなかった⁵⁴⁾。このためイギリスは、ポンドを EPU 内での決済通貨として認めることを条件とする、限定的な EPU 計画への参加を提案した。

アメリカおよび西ヨーロッパ諸国は、当初は双務的決済協定の主旨に反するとしてイギリスの提案を拒絶した。しかし、アメリカはマーシャル援助を梃子とするヨーロッパ経済の再建という目的を達成するためには、ヨーロッパ間貿易決済の障壁を除去することが不可欠であり、またイギリスおよびスターリング圏を EPU に包摂してイギリスにその役割を果たさせることが必要であるとみた⁵⁵⁾。実際、その後の交渉過程では、イギリスはポンドが EPU 内での「特別な地位」を増大させることにも、また EPU を通じて金流出なしに信用を拡大するという希望をも放棄せざるをえなかった。しかしながら、イギリスは 1 億 5,000 万ドルの援助に加えて、EPU 加盟国がポンドを準備通貨として利用し、またポンド残高を純債務ポジションに陥ったときに利用することはみとめられた⁵⁶⁾。これによって、EPU はイギリスの意図にかなり適した形に編成された。

当初、EPU と IMF (またアメリカ財務省) とは対立的関係にあった。多角主義によってあるいはユニバーサルに為替管理を緩和し通貨の交換性を回復しようとする IMF にとって、EPU の双務的・地域的な性格は IMF の目的に反するものであった。また、ヨーロッパ経済の再建を目的

とするマーシャル援助やEPUとは異なり、IMFにはその用意はなかった。それゆえ、国際機関としてのEPUの重要性の増大は、IMFの存在意義をも脅かしかねないものであった⁸⁷⁾。

しかし、こうしたIMFとEPUとの関係は、1952年までには急速に好転した。両者の関係好転の直接的な契機は、ベルギーに対するIMFの5,000万ドルのスタンバイ・クレジットの供与であった。1950年代初頭に、ベルギーはEPUに巨額の債権を累積させていたが（表1を参照）、しかし、ドル諸国には赤字であった。すなわち、EPUはベルギーの信用に依存していたため、これをカバーするためには、ベルギーはIMF借款に頼らざるをえないという状況が作りだされたのである。このため1951-52年に、アメリカとカナダがIMFの場でベルギー——したがって、EPU——を批判した。そこでベルギーは、1952年2月のIMF借款の条件として、「規制の最小限の行使といっその交換性回復の努力はベルギーの恒久的目標である」⁸⁸⁾ことを約束せしめられ、もってその後のIMFの対EPU政策のスタンスを確立せしめることになった。

IMFによる対ベルギー借款を契機として、IMF・アメリカとEPUとの関係は修復され、最終的には1958年のEPUの解散、IMF8条国への移行を導くことになる。ハロルド・ジェームズに

表1 ヨーロッパ間決済における各国ポジションの推移

(millions of US dollars)

	1948/49年度*	1949/50年度	1950/51年度	1951/52年度
Austria	-71	-87	-104	-38
Greece	-90	-143	-140	-84
Iceland	n. a.	n. a.	-7	-6
Netherlands	-147	-107	-271	476
Norway	-103	-115	-80	20
Turkey	6	-84	-64	-97
Belgium	268	302	236	566
Denmark	-19	-8	-69	45
France	-201	203	196	-630
Germany	91	-141	-285	584
Italy	215	90	-30	194
Portugal	-93	0	59	29
Sweden	82	75	-60	286
Switzerland	n. a.	n. a.	11	160
United Kingdom	62	16	608	-1,509

*9ヶ月間の数値を示す。

Jacob J. Kaplan and Gunther Schleiminger, *The European Payments Union: Financial Diplomacy in the 1950s*, Oxford, 1989, Table 3, p. 128.

よれば、IMF (=米国) と EPU の関係修復は IMF を構想したグローバリズムの要であった「自動化原則 (the principle of automaticity)」 (=市場メカニズム?) が「裁量主義アプローチ (discretionary approach)」 に取って代わられたことを示した。これに加えて、欧州復興計画によるアメリカの公的援助が民間資本移動を再開させ、さらには EPU 解体を導いたのであり、これは「国際主義と多角主義の原則の勝利」⁶⁰⁾ に帰結した。また当時、アメリカ国務省の対外援助スタッフとして ECA に所属したカプラン (Jacob J. Kaplan) は、IMF の国際経済協調の考えは EPU のもとではじめて達成されたことを指摘している⁶⁰⁾。

5. 小 括

最後に、戦時期から EPU 諸国の為替管理撤廃までの戦後十数年間におけるアメリカの国際通貨金融政策を振り返ってみれば、英米の銀行家らによる強力な批判にもかかわらず、ホワイトやケインズによる当初の構想の重要な部分がブレトン・ウッズ協定に反映されたことを想起させる。とりわけ IMF という国際機関を媒介として、国家はあらゆる資本移動に対する権限を明示的に付与され、また投機的・均衡破壊的な短資移動に対する為替管理の行使も許容されたことに注目すべきであろう。ところが研究史の多くは、当初の「ニューディール」的構想からの後退を強調し、「多角的」アプローチかあるいは「双務的」アプローチかといった論争にのめりこんでしまい、1930年代から戦時中の激変をへて英・米・仏などの主要国で合意された国際金融秩序がブレトン・ウッズ協定に継承された側面を過小評価してしまった。

マーシャル援助と EPU の創設・展開は金・ドル決済の比率を漸進的に高めることで、参加各国通貨の交換性回復を段階的に推し進めることになった⁶¹⁾。戦後の混乱期における貿易や通貨の統制がむしろ拡大しつつある状況下では、こうしたヨーロッパ域内における多角的決済の促進と貿易・決済における統制の緩和こそがマーシャル援助、したがって EPU 創設者たちの構想を導いたのであった⁶²⁾。

したがって、ブレトン・ウッズ構想において、貿易の自由化を促すために金融は国際的に組織化されねばならなかったとするならば⁶³⁾、EPU の創設と IMF によるその包摂は同じ軌道の延長線上にあったことになろう。EPU はマーシャル援助の帰結であり、ともにアメリカによる戦後世界経済の再建構想の産物であった。ブレトン・ウッズが上にみた意味で第 1 のパラドックスであったとすれば、その成功としてのヨーロッパと日本の経済復興は第 2 のパラドックスであった。しかしその時にはもはや、アメリカにとってはそれまでとは異なり、ブレトン・ウッズは有益でも国民的利益でもなくなっていた⁶⁴⁾。

〔附記〕 本稿は、平成 7 年度文部省科学研究費・総合研究 A (「第二次大戦後ヨーロッパ経済の再建と統合——『ヨーロッパ共同体』形成過程の研究——」、課題番号 06301072、研究代表者 森建資) による研究成果の一部である。

注

- 1) 多数の研究の中で、古典的位置を占めるものとしては、以下の研究がある。Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order*, New York, 1969, 1st ed. 1956 (村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』上・下巻, 東洋経済新報社, 1973年); J. K. Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-65*, 3 vols., Washington, D. C., IMF, 1969. また冷戦体制史に関する最近の研究としては、以下を参照。油井大三郎『戦後世界秩序の形成』東京大学出版会, 1985年; 牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』御茶の水書房, 1993年; Goerg Schild, *Bretton Woods and Dumbarton Oaks: American Economic and Political Postwar Planning in the Summer of 1944*, London, 1995.
- 2) Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe 1945-51*, London, 1984; Jacob J. Kaplan, "Bretton Woods and European Reconstruction," in: Orin Kirshner ed., *The Bretton Woods-GATT System: Retrospect and Prospect after Fifty Years*, New York, 1996, pp.143-151.
- 3) Harold James, "The IMF and the Creation of the Bretton Woods System, 1944-58," in: Barry Eichengreen ed., *Europe's Post-war Recovery*, Cambridge Univ. Press, 1995, p.94.
- 4) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』同文館, 1991年, 序章, p.13.
- 5) この点では、ホーガンの研究 (Michael J. Hogan, *The Marshall Plan: America, Britain, and the Reconstruction of Western Europe, 1947-1952*, Cambridge Univ. Press, 1987) がより包括的である。しかし彼は、アメリカは対ヨーロッパ政策の全体像を構築できなかったと見ており (p. 187), 課題は残されている。紀平英作氏の最新の包括的研究 (『パクス・アメリカーナへの道』山川出版社, 1996年) は、戦時期以降のアメリカ「戦後世界構想の最終帰着点」(p.288) としてマーシャル・プランを把握する。また、1934年創設のワシントン輸出入銀行を中心とするアメリカの戦後世界経済の再編政策については、萩原伸次郎「戦後アメリカ資本主義と恐慌(4)」, 横浜国立大学経済学会『エコノミア』85号, 1985年, を参照。
- 6) 以下、戦時期の再建構想については、本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, 序章および第1章を参照。
- 7) この認識は、三国通貨協定締結のさいにローズヴェルトおよびモーゲンソーによって共有された。John M. Blum, *From the Morgenthau Diaries, Years of Crisis, 1928-1938*, Boston, Mass., 1938, p.162. また、須藤功「1930年代の国際連盟と国際通貨協調」, 藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会, 1994年, 第5章も参照。
- 8) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, p.35. さらに、戦時経済局 (Board of Economic Warfare: BEA) による構想もあった。これは、各国の完全雇用政策に優先権を与え、世界中の民衆の生活水準の向上と国民経済計画化機構を主内容とする「世界のためのニューディール」を実施しようとするものであった。しかし、「世界的なたわごと」として葬り去られた (同, p.22)。
- 9) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder: A Study of United States International Monetary Policy from World War II to the Present*, Univ. of California Press, 1977, pp.43-44. 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, p.56も参照。
- 10) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, pp.44-46. 詳しい経緯については、本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, 第2章を参照。
- 11) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, pp.37-38. しかし、多くの研究は後の出来事を前提にして、英米の再建構想を対立的に描きすぎている。「財務省高官等にとって、ブレトン・ウッズは戦後におけるソ連・イギリス両国との継続的な協力のための経済的基盤であった」(Alfred E. Eckes, Jr., *A Search for Solvency: Bretton Woods and the International Monetary System*,

- 1941-1971, Univ. of Texas Press, 1975, p. xi)。
- 12) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, p.49.
 - 13) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, p.135.
 - 14) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, p.52.
 - 15) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, p.52. 山本栄治氏 (『基軸通貨の交替とドル』, 有斐閣, 1988年, 第5章) によれば, 「ドル不足」が予想される状況では, アメリカ以外に国際流動性を供給する途はなく, 「基軸通貨制」=「ドル本位制」を前提としなければ固定為替相場制は機能しない。しかし, ドルはすぐに基軸通貨とはならないため, ドルに金交換性を付与しなければならなかった。さらに, 基軸通貨ドルの成立には, 各国のドル平価を維持するため, 各国通貨当局が基軸通貨ドルを国際機関を通じて介入する第1の公的ルートと, 国際機関の外側にあるアメリカ政府の海外軍事支出・援助という第2の公的ルートがあり, さらにそれを民間投資レベルで拡大する私的ルート, とりわけ前者の公的ルートを通じてドルが供給されねばならなかった。
 - 16) 下院公聴会においてホワイトは, アメリカが国際連盟に加盟しなかったことが第二次大戦へと帰結したと証言したことが, 「基金」反対派への大きな圧力となった。ガードナー『国際通貨体制成立史』上巻, p.286.
 - 17) 以上, 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, pp.205-206; Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, p.54を参照。
 - 18) 油井大三郎『戦後世界秩序の形成』, 第1章を参照。油井氏はさらに, 巨額の対英借款供与を, 「戦後復興の過程で多くの国に共通してみられた経済的国家主権の強まりにたいして, 平時においても国家資金を恒常的に動員せずには, 海外市場における私的資本の利潤獲得を安定的になしえないという新たな段階の到来である」(p.18) とする。
 - 19) U.S. House, *Loan to the United Kingdom, Message from the President of the United States Transmitting for the Consideration of Congress, the Financial Agreement Entered into between the United States and the United Kingdom*, Jan. 30, 1946, 79th Congress 2nd Session, Document No. 429, pp.4-8. 当該協定文については, 本資料およびガードナー『国際通貨体制成立史』下巻, pp.611-622を参照。
 - 20) アメリカの武器貸与援助については, U.S. Library of Congress, Legislative Reference Service, *U.S. Foreign Aid: Its Purposes, Scope, Administration, and Related Information*, Washington GPO, 1959 (板垣與一編, 佐藤和男訳『アメリカの対外援助 歴史/理論/政策』日本経済新聞社, 1960年, 第一部第3章第1節) を参照。
 - 21) U.S. House, *Loan to the United Kingdom*, p.4.
 - 22) 油井大三郎『戦後世界秩序の形成』, p.15.
 - 23) 議会における批判は, 保護貿易論や財政均衡論からの批判であった(油井大三郎『戦後世界秩序の形成』, pp.40-41)。また, 以下も参照。本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, pp.267-290; U.S. Senate, *Angro-American Financial Agreement: Hearings before the Committee on Banking and Currency*, 79th Congress 2nd Session, Washington GPO, 1946.
 - 24) 油井大三郎『戦後世界秩序の形成』, p.42.
 - 25) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, pp.297, 323-324.
 - 26) 牧野裕『冷戦の起源とアメリカの覇権』, pp.87, 118.
 - 27) 本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』, pp.294-295.
 - 28) 山本栄治『「ドル本位制」下のマルクと円』, 日本経済評論社, 1994年, pp.42-43, 51.
 - 29) 1950年代半ばの国際取引の半分がスターリングによって行われていたとすれば (Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, p.107), むしろポンドの貿易媒介通貨の役割が強調されるべきであろう。

- 30) 『アメリカの対外援助』, p.105. 同書は、アメリカによる二国間方式による対外援助も国際機関によるそれも「実験」にすぎなかったとみている (pp.68-69)。
- 31) アメリカ金融界が当該協定を支持する一方で、1946年6月26日にトルーマンによって任命された「外国貿易金融問題大統領委員会 (PCFFT)」とNACとの定期協議を通じて、彼らは対外通貨金融政策への参加を公的に認めさせ、アメリカの外国貿易が「長期的には民間によって行われ民間で金融されねばならない」ことを大統領に表明させた (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems, *Report of Activities*, 1947, p.12)。これは、イギリスとの対立ではなく、むしろ彼らの将来にわたる国家管理への脅威を示すものであった。
- 32) Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, pp.55-56.
- 33) イギリスからのドル流出は、以下のごとくであった。1946年第3四半期4億ドル、1946年第4四半期2億ドル、1947年第1四半期5億ドル、1947年第2四半期9億5,000万ドル、1947年7月-8月1億3,000万ドル、したがって1947年8月31日現在のドル残高は4億ドルであった。NAC, *Report of Activities*, 1948, p.4.
- 34) NAC, *Report of Activities*, 1948, p.23.
- 35) たとえば、OEEC 諸国間の双務支払協定はむしろ増加傾向にあった。Raymond F. Mikesell, *Foreign Exchange in the Postwar World*, New York, 1954, Appendix 5, Table I, pp.588-591; 井上伊知郎『欧州の国際通貨とアジアの国際通貨』日本経済評論社、1994年、pp.62-64を参照。
- 36) ヨーロッパ内の貿易収支決済に、マーシャル援助資金とIMF資金とならんでヨーロッパ内信用を利用しようとするもの。Robert Triffin, *Europe and the Money Muddle: From Bilateralism to Near-Convertibility, 1947-1956*, Yale Univ. Press, 1957, pp.163-164; Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, pp.108-109.
- 37) Michael J. Hogan, *The Marshall Plan*, p.166.
- 38) マーシャル援助見返り資金はノルウェーでも金融安定化に使われたが、フランス・西ドイツ・オーストリア・ギリシャ・ベルギーでは、もっぱら産業の復興および開発に投下された。NAC, *Report of Activities*, 1950, p.14.
- 39) NAC, *Report of Activities*, 1948, p.16.
- 40) Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, pp.110-111.
- 41) J. Keith Horthfield, *The International Monetary Fund, 1945-1965: Twenty Years of International Monetary Cooperation*, Vol. I, IMF, Washington, D. C., 1969, pp.212-215. また、IMFはEPUの「双務的性格」を問題にしていた。IMF, *Annual Report*, 1948, pp.32-35; 1949, pp.31-32.
- 42) ECA, *A Report on Recovery Progress and United States Aid*, Washington, D. C., 1949, pp.97-101.
- 43) EPUには当初の5カ国に加えて、イギリス、ドイツ、オーストリア、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイス、トルコ、トリエステが加盟した。
- 44) Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, p.111. この段階でもまた、国務省と財務省の対立があった。詳しくは以下を参照。Fred L. Block, *The Origins of International Economic Disorder*, pp.96-108.
- 45) NAC, *Report of Activities*, 1950, pp.23-24.
- 46) NAC, *Report of Activities*, 1949, p.22, 1950, p.13. ミルワードは、EPUを「アメリカのヨーロッパを再建する力の限界が [ヨーロッパの] 経済的相互依存の再建に現れた」と評価した (Alan S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe*, p.224)。他方で、ホーガンはむしろ積極的に、

ヨーロッパへのケインズの財政金融政策の輸出であり、ヨーロッパのネオ・キャピタリズム再生のための「ニューディール計画」という重要な政策であったと評価する (Michael J. Hogan, *The Marshall Plan*, p.236)。

- 47) ECA, *A Report on Recovery Progress and United States Aid*, pp.215-216.
- 48) ECA, *A Report on Recovery Progress and United States Aid*, p.216. ECA は、また「貨幣的安定のばらつきが、関税同盟とは全く違って、より緊密なタイプの経済統合を早期実現にとっての現実的な障害を示している」と指摘した (pp.17-18)。
- 49) NAC, *Report of Activities*, 1950, p.13.
- 50) Raymond F. Mikesell, *United States Economic Policy and International Relations*, New York, etc., 1952, pp.177, 190-191. 多角的決済を達成するためには、IMF や EPU のごとき国際的なプール調整が不可欠であるとする当時の議論については、以下を参照。Brian Tew, *International Monetary Co-operation, 1945-52*, London, 1952, pp.39-45.
- 51) Raymond F. Mikesell, *Foreign Exchange in the Postwar World*, New York, 1954, pp.132-133. 「…当初の構想では、EPU 加盟国の保有するスターリングはブロックされ、他国の残高とともに蓄積されるから、移転可能勘定制度の EPU 加盟国間の決済はもはやスターリングではなされない。最終的に、イギリスのスターリング圏との関係は、スターリング圏諸国と EPU 加盟国との間のスターリング決済が EPU とイギリスとの間の決済と同様に処理されねばならないものとなる。換言すれば、スターリング圏が存続しつづけるとすれば、EPU はイギリス単独ではなく、スターリング圏全体として扱わねばならない。もちろん、このことはイギリスが、自国のみならず他のスターリング圏の対 EPU 赤字を金決済でカバーせねばならないことを意味する」(p.132)。
- 52) Jacob J. Kaplan and Günther Schleiminger, *The European Payments Union: Financial Diplomacy in the 1950s*, Oxford, 1989, pp.51-52. 本書は、EPU に関する最新の包括的研究である。初期の研究としては、以下を参照。Robert Triffin, *Europe and the Money Muddle*.
- 53) "Britain's EPU Proposal," *The Economist*, London, June 3, 1950, p.1231; "Intra-European Payments—II: Defects and Remedies," *The Economist*, London, February 5, 1949, p.249; Jacob J. Kaplan and Günther Schleiminger, *The European Payments Union*, pp.35-37.
- 54) "European Payments Compromise?," *The Economist*, London, July 2, 1949, p.32.
- 55) Jacob J. Kaplan and Günther Schleiminger, *The European Payments Union*, pp.59-60.
- 56) Albert O. Hirschman, "The European Payments Union: Negotiations and the Issues," *Review of Economics and Statistics*, Vol. XXXIII, 1951, pp.51-52; Jacob J. Kaplan and Günther Schleiminger, *The European Payments Union*, pp.73-74.
- 57) Michael D. Bordo, "The Bretton Woods International Monetary System: A Historical Overview," in: Michael D. Bordo and Barry Eichengreen ed., *A Retrospective on the Bretton Woods System: Lessons for International Monetary Reform*, University of Chicago Press, 1993, pp.45-47. それまで、IMF は「世界貿易の不均衡は欧州決済同盟の発展によってもたらされた」(IMF, *Annual Report*, 1952, pp.17-18)と非難していた。
- 58) Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, p.114.
- 59) Harold James, *The IMF and the Creation of the Bretton Woods System*, p.123.
- 60) Jacob J. Kaplan, "Bretton Woods and European Reconstruction," in: Orin Kirshner ed., *The Bretton Woods-GATT System: Retrospect and Prospect after Fifty Years*, New York, 1996, p.147.
- 61) 以下を参照。島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社、1987年、p.123; ルネ・ジロー、廣田功・矢後和彦訳「アメリカの対ヨーロッパ援助と欧州統合」、『土地制度史学』140号、1993年、

p.52.

- 62) Alfred E. Eckes, Jr., *A Search for Solvency*, pp.231-232.
- 63) 「それゆえ、近年の開放的で自由な、そしてグローバルな金融システムは、ブレトン・ウッズの金融秩序の実現というよりはむしろその崩壊を反映したものとしてみるのが順当である」。Eric Helleiner, "When finance was the servant: International capital movements in the Bretton Woods order," in: Philip G. Cerny ed., *Finance and World Politics: Markets, Regimes and States in the Post-hegemonic Era*, Cambridge, 1993, p.20.
- 64) Philip G. Cerny, "American decline and the emergence of embedded financial orthodoxy," in: Philip G. Cerny ed., *Finance and World Politics*, p.165.